

平成19年度 労働保険特別会計 労災勘定 予算案概要

区 分	平成18年度	平成19年度	比 較	対前年度比	備 考
	予 算 額	予 定 額	増 △ 減 額		
	百万円	百万円	百万円		
<b>歳 入 予 算 額</b>	<b>1,368,477</b>	<b>1,441,698</b>	<b>73,221</b>	<b>105.4%</b>	
(内 訳)					
他 勘 定 より 受 入	1,032,229	1,101,311	69,082	106.7%	
一 般 会 計 より 受 入	1,242	496	△ 746	39.9%	
未 経 過 保 険 料 受 入	23,861	22,906	△ 955	96.0%	
支 払 備 金 受 入	185,300	189,063	3,763	102.0%	
運 用 収 入	102,673	106,802	4,129	104.0%	
雑 収 入	23,165	21,120	△ 2,045	91.2%	
独立行政法人労働安全衛生総合研究所納付金	7	0	△ 7	—	
<b>歳 出 予 算 額</b>	<b>1,165,441</b>	<b>1,151,171</b>	<b>△ 14,270</b>	<b>98.8%</b>	
(内 訳)					
給 付 費	923,458	923,168	△ 290	100.0%	
業 務 取 扱 費	55,621	52,754	△ 2,867	94.8%	
労 働 福 祉 事 業 費 ※	111,130	99,857	△ 11,273	89.9%	
他 勘 定 へ 繰 入	65,232	67,592	2,360	103.6%	
予 備 費	10,000	7,800	△ 2,200	78.0%	

※ 労働者災害補償保険法が改正された場合には、名称が変更される予定

区 分	平成18年度	平成19年度	比 較	備 考
	予 算 額	予 定 額	増 △ 減 額	
	百万円	百万円	百万円	
歳 入	1,368,477	1,441,698	73,221	
1. 他 勘 定 より 受 入	1,032,229	1,101,311	69,082	
(1) 保 険 料 収 入	1,031,794	1,100,777	68,983	最近の経済動向を考慮した収入予定額 (対前年度比 106.69%)
(2) 雑 収 入	435	534	99	延滞金、追徴金等の雑収入
2. 一 般 会 計 より 受 入	1,242	496	△ 746	労災保険事業に対する国庫補助見込額
3. 未 経 過 保 険 料 受 入	23,861	22,906	△ 955	既に収納された有期事業に係る保険料のうち、 平成19年度に係る保険料受入見込額 (前受保険料)
4. 支 払 備 金 受 入	185,300	189,063	3,763	既に業務災害及び通勤災害を受けた労働者 等に対し支払われるべき給付見込額
5. 運 用 収 入	102,673	106,802	4,129	財政融資資金への預託金の利子収入見込額 を計上
6. 雑 収 入	23,165	21,120	△ 2,045	返納金 10,351百万円 → 6,142百万円  雑入等 12,814百万円 → 14,978百万円
7. 独立行政法人労働安全 衛生総合研究所納付金	7	0	△ 7	

区 分	平成18年度	平成19年度	比 較		備 考
	予 算 額	予 定 額	増	△ 減 額	
	百万円	百万円	百万円		
歳 出	1,165,441	1,151,171	△ 14,270		
1. 給 付 費	923,458	923,168	△ 290		
(1) 保 険 給 付 費	798,852	798,988	136		平成19年度における給付見込件数、受給予定者数の動向等を勘案して算出  1. 短期給付等 410,579百万円 → 411,435百万円 2. 長期給付 379,866百万円 → 381,426百万円 3. 特別遺族給付金 8,407百万円 → 6,127百万円
(2) 特 別 支 給 金	124,606	124,180	△ 426		休業特別支給金等
2. 業 務 取 扱 費	55,621	52,754	△ 2,867		労災保険事業の運営に必要な事務費
3. 労 働 福 祉 事 業 費 ※	111,130	99,857	△ 11,273		被災労働者の社会復帰促進等の事業費
4. 他 勘 定 へ 繰 入	65,232	67,592	2,360		保険料返還金及び保険料徴収等のための事務費等  1. 保険料返還金 53,383百万円 → 55,504百万円 2. 事務費等 11,849百万円 → 12,088百万円
5. 予 備 費	10,000	7,800	△ 2,200		

※ 労働者災害補償保険法が改正された場合には、名称が変更される予定